

牛久保東町内会慶弔・見舞金支給内規

制 定 昭和 60 年 4 月 20 日

最近改正 平成 23 年 4 月 24 日

第 1 条 牛久保東町内会規約（以下「規約」という。）第 28 条に基づき、慶弔・見舞金の支給について定める。

第 2 条 支給範囲は、慶弔金・見舞金とし、申し出により支給する。

第 3 条 弔慰金の額は、次の通りとする。

(1) 会員	5, 000円
(2) 配偶者	5, 000円
(3) 同居の両親	3, 000円

第 4 条 見舞いは、病気、火災、水害とする。

第 5 条 病気見舞い

会員の連続 7 日以上の入院	3, 000円
----------------	---------

第 6 条 火災見舞い

(1) 小火（被害があった場合）	3, 000円
(2) 半焼	10, 000円
(3) 全焼	20, 000円

第 7 条 水害及び町内会行事における事故の見舞金については、役員会議においてその都度協議決定する。ただし、緊急を要するときは町内会長、町内副会長、会計、総務部長の 4 役で協議決定することができる。

第 8 条 本内規は、規約第 20 条、第 21 条により改正することができる。

第 9 条 本内規は、昭和 60 年 4 月 20 日から実施する。

附則

本内規は、平成 23 年 4 月 24 日から実施する。